

函南町立学校等給食調理業務委託受託者選定委員会要領

(趣旨)

第1 この要領は、函南町が発注（委託）する函南町立学校等給食調理業務（以下「本業務」という。）に関して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び第2項に規定する価格その他の条件が最も有利な申込みをした者を受託者として選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2 本業務の委託を実施するにあたり、学校、幼稚園、認定こども園及び保育園におけるそれぞれの給食の特殊性を充分理解し、本業務を適正に履行できる受託者を選定するため、函南町立学校等給食調理業務委託受託者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 函南町立学校等給食運営委員会代表
 - (2) 函南町立こども園又は保育園代表
 - (3) 函南町立小中学校PTA連絡協議会代表
 - (4) 函南町立こども園及び保育園の保護者代表
 - (5) 函南町立中学校栄養士代表
 - (6) 函南町立小学校栄養士代表
 - (7) 函南町立こども園又は保育園の栄養士
 - (8) その他町長が推薦する者
- 2 委員長は、函南町立学校等給食運営委員会代表をもって充て、委員会を掌理する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理し、欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査する。
- (1) 本業務の受託者の選定を目的とした企画提案書の評価に関すること。
 - (2) 本業務の受託者の選定を目的としたプレゼンテーションの評価に関すること。
 - (3) その他受託者選定に関して必要な事項の決定に関すること。
- 6 委員は、町長が必要の都度選任し、前条に規定する受託者の選定が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第4 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者若しくは有識者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員会の会議は、公開しない。

(事務局)

第5 本業務の事務局は、学校教育課及び厚生部子育て支援課の職員をもって行う。

2 事務局は、次に掲げる事項について選定及び審査する。

- (1) 本業務の応募業者の選定に関すること。
- (2) 本業務の受託者の選定を目的とした見積書の審査に関すること。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要領は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集する委員会は、第4の規定にかかわらず、町長が招集する。